

< 指定医療機関 >

	質問事項	回答
1	当医療法人は熊本市に所在し、熊本市に薬局を、八代市に訪問看護ステーションを開設しており、いずれも小慢の医療給付を行う予定です。この場合、指定医療機関の申請は必要ですか？	必用です。医療機関及び薬局は熊本市へ、訪問看護ステーションは熊本県へ申請してください。
2	当医療法人は、熊本市と熊本県内で病院（診療所）を開設しており、いずれでも小慢の診療を行う予定です。この場合、指定医療機関の申請先はどちらですか。	申請先は、熊本市及び熊本県です。 ※小児慢性特定疾病医療費助成制度では、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市はそれぞれ独立した実施主体となっています。
3	当医療法人は、熊本県と福岡県で病院（診療所）を開設しており、いずれでも小慢の診療を行う予定です。この場合、指定医療機関の申請先はどちらですか。	申請先は、熊本県及び福岡県です。
4	当医療法人は熊本市に法人本部があり、熊本市、益城町、福岡県で小慢の診療を行っています。この場合、指定申請の単位は法人（申請書1通）ですか、病院（申請書3通）ですか。	小慢の診療を行う医療機関ごとに指定申請を行う必要があるため、貴法人の場合、3病院それぞれについて申請が必要です。
5	当法人は熊本県内に本部があり複数の都道府県・指定都市で病院（診療所）を開設しています。この場合、本部で一括して指定申請を行うことはできますか。	できます。ただし、次の点にご注意ください。 ・指定は各病院（診療所）単位です。申請書も、各病院（診療所）毎に必要です。 ・申請先は各病院の所在する実施主体（都道府県等）です。 ・指定申請書の様式、添付書類は、実施主体毎に異なる場合があります。必ず各実施主体にご確認ください。

< 指定医 >

	質問事項	回答
1	当院には、小慢の診療は行うが、医療意見書の作成は行わない医師がいます。この医師は、指定医に指定される必要はありますか。	必要はありません。 なお、今後医療意見書を作成する可能性があるならば、指定を受けることをご検討ください。
2	私は熊本市に居住し、八代市の病院に勤務し医療意見書を作成しています。この場合、指定医の申請先はどこになりますか。	熊本県になります。 ※指定医制度においては、居住地にかかわらず、勤務先でかつ医療意見書を作成する医療機関の所在する実施主体に指定申請を行っていただくことになります。
3	当院には、非常勤で週1日（月に数日）勤務し、医療意見書の作成を行う医師がいます。この場合でも指定医の指定を受ける必要がありますか。	診療従事日数、時間の多少にかかわらず、医療意見書の作成を行うのであれば指定医の指定を受ける必要があります。
4	私は、熊本市及び八代市の病院（診療所）に勤務し、いずれにおいても医療意見書を作成しています。この場合、どちらに指定医申請をすればよいですか。	熊本市及び熊本県に指定医申請を行ってください。 ※勤務先であり、かつ医療意見書を作成する医療機関の所在する全ての都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市で指定を受ける必要があります。
5	私は、八代市及び宇土市の病院（診療所）に勤務し、いずれにおいても医療意見書を作成しています。この場合、指定医申請先はどこですか。また、申請は何通必要ですか。	申請先は、熊本県です。また、県内（熊本市を除く）であれば、2か所以上に勤務しかつ医療意見書を作成していても、申請書は1通で結構です。
6	私は、熊本市及び熊本県内の病院（診療所）に勤務しています。両院で小慢の診療に従事していますが、医療意見書は熊本県内の病院（診療所）でのみ作成しています。この場合、どちらに指定医申請をすればよいですか。	医療意見書を作成する病院（診療所）の所在する熊本県に指定医申請を行ってください。なお、今後、熊本市の病院（診療所）でも医療意見書を作成する可能性があるならば、熊本市でも指定を受けることをご検討ください。